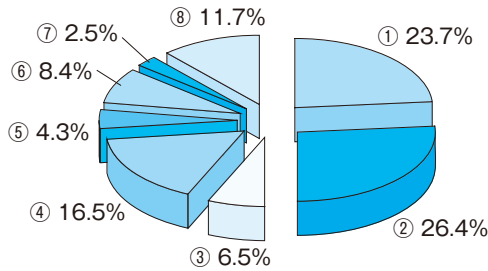


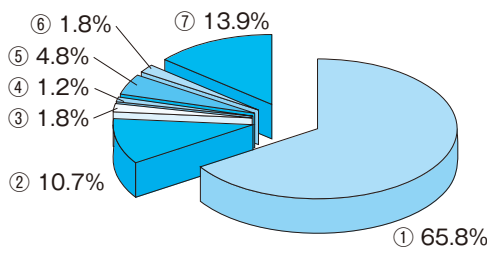
国民健康保険特別会計

20年度予算(本算定)決定

歳入



歳出



単位：千円

①国保税	1,465,758
②国庫支出金(国からの負担金、補助金)	1,633,664
③療給交付金(退職被保険者分交付金)	402,300
④前期高齢者交付金	1,023,656
⑤県支出金(県からの負担金、補助金)	267,948
⑥繰入金(一般会計、基金からの繰入金)	521,293
⑦繰越金	152,576
⑧その他収入	721,841
共同事業交付金(高額医療費共同収入分)	700,448
財産収入(基金の利子)	1,470
諸収入	19,923
歳入計	6,189,036

単位：千円

①保険給付費(医療費等)	4,073,598
②後期高齢者支援金	664,446
③老健拠出金(老人保健受給者の医療費等拠出金)	111,343
④保健事業費(特定健診事業費等)	75,870
⑤介護納付金	298,099
⑥総務費(人件費、事務費等)	109,046
⑦その他支出	856,634
前期高齢者納付金	926
共同事業拠出金(高額医療費共同支出分)	714,447
基金積立金(基金利子)	11,461
諸支出金(療給交付金返還金等)	7,592
予備費	122,208
歳出計	6,189,036

平均16%税額を引き上げ

国保の医療費は、診療の月から2ヵ月後に市に請求されることから、実質の新年度予算は、決算見込みが明らかになる6月議会に補正予算として計上し、議決されました。補正予算の内訳は、上記表のとおりです。

税率の算定にあたっては、加入者の保険給付に必要な経費、介護給付費の納付に要する経費、新たに創設された長寿医療制度(後期高齢者医療制度)にかかる支援金の納付に要する経費等、各区分において必要と見込まれる経費を賄うため、下表のとおり国保税の税率を改定することになりました。急激な税負担額の上昇を避けるために前年度繰越金1億5,205万円、一般会計からの繰入金3,108万円、基金の取り崩し額1億8,800万円を投じて税負担の軽減を図りましたが、平均で16%の税額引き上げとなります。

国保会計は、支出額に応じて収入額を確保しなければなりません。支出額は加入者の医療需要に応じて変動するた

	医療分				支援金分	介護分
	二本松地域	安達地域	岩代地域	東和地域		
所得割	5.32%	5.04%	5.23%	5.35%	1.89%	1.22%
資産割	23.50%	20.40%	27.00%	26.30%	8.14%	6.30%
均等割	20,500円	19,000円	18,500円	18,800円	7,700円	7,500円
平等割	特定世帯以外	18,600円	17,400円	17,500円	17,800円	7,100円
	特定世帯	9,300円	8,700円	8,750円	8,900円	3,550円
限度額	470,000円				120,000円	90,000円

※特定世帯とは、同一世帯にいる国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したため被保険者が1人になる世帯。

め、医療費が高めば国保税もそれに比例して多く納めていただくこととなる仕組みになっています。市では、厳しい国保財政の改善を図るため、医療費と国保資格の適正化を図る取組みや国保税の収納対策の強化を図るため、嘱託徴収員の確保、

《計算例》夫73歳、妻63歳(岩代地域)19年中の収入で算定。

	医療分	支援金分(新設)	介護分(妻該当)
所得割	(210万円-66万円)×5.23%=75,312円	(210万円-66万円)×1.89%=27,216円	(80万円-33万円)×1.22%=5,734円
資産割	5万円×27.00%=13,500円	5万円×8.14%=4,070円	なし
均等割	18,500円×2人=37,000円	7,700円×2人=15,400円	7,500円×1人=7,500円
平等割	17,500円	7,100円	4,700円
小計	143,300円	53,700円	17,900円
年税額	214,900円<前年額184,100円(16.7%増)>		

- ・夫の年金収入250万円(所得換算130万円)
- ・妻の給与収入145万円(所得換算80万円)
- ・固定資産税額5万円(夫名義の土地・家屋)
- ←100円未満切り捨て

短期被保険者証・資格証明書の活用、滞納処分の厳正な実施等、財政の健全化を目指してまいります。被保険者の皆様におかれましても、頻回受診や重複受診(医者のはしご)を避け、医療費の節減に努めるなど、ご理解とご協力をお願いします。

## 国保税について

平成20年4月1日から創設された長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に伴い、国民健康保険税の課税方法が変わりました。

主な改正点は、広報6月号に掲載しましたが、今月号では、長寿医療制度創設に伴う経過措置や軽減および減免措置の主な改正点等についてご案内します。

### ●納める人(納税義務者)

国保税の納税通知書等は世帯主に送付されます。

世帯主が社会保険等に加入されている場合でも、同じ世帯に国保に加入している方がいれば、世帯主が納税義務者となります。(擬制世帯主)

### ●月割課税

▽年度途中に加入、脱退した方  
加入した月分から、脱退した月の前月分までを月割で計算した税額になります。

### ▽年度途中に40歳になる方

40歳になる月から介護分が加算されますが、年度当初の税額には加算されません。40歳になった翌月に送付される税額変更通知書等により納

めていただきます。

### ▽年度途中に65歳になる方

65歳になる月の前月までの介護分は、年度当初の税額に加算されています。65歳になってからの介護保険料は、別に納めていただくこととなります。

### ▽年度途中に75歳になる方

75歳になると必ず国保から後期高齢者医療になりますので、75歳に到達する年度分の保険税は、あらかじめ誕生日の月の前月分までの保険税額を月割計算してあります。

### ●軽減措置

#### ▽所得が少ない世帯に対する軽減

世帯主(擬制世帯主を含む)ならびにその世帯の国保加入者および特定同一世帯所属者(同一世帯の国保被保険者で後期高齢者医療に移行した方)の所得の合計が、一定の基準以下の場合、保険税の均等割額と平等割額がそれぞれ7割、5割もしくは2割軽減されます。

#### ※未申告等で世帯内に前年分の所得が不明の方がいる場合は、軽減なりません。

※今年度より2割軽減の場合、制度の改正により申請書の

提出が不要になりました。

### ●長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設に伴う国保税の経過措置

#### ▽所得が少ない世帯に対する軽減

軽減を受けていた世帯について、同一世帯の国保加入者(75歳以上の方)が、後期高齢者医療制度に移行しても、世帯構成や世帯の所得が変わらなければ、従前と同様の軽減措置を受けることができます。(最高5年間)

#### ▽特定世帯に対する軽減

特定世帯(同一世帯の国保加入者(75歳以上の方)が、後期高齢者医療制度に移行したため、国保加入者が1人のみとなった世帯)については、国保世帯の基礎課税分である医療分と後期高齢者支援金分の平等割額が2分の1に減額されます。(最高5年間)

### ●減免措置

#### ▽災害などによる減免

災害などの特別な理由により国保税の納付が困難な場合は、申請により国保税の減免が受けられる場合がありますのでご相談ください。

#### ▽旧被扶養者に対する減免

後期高齢者医療制度の創設

に伴い、旧被扶養者の保険税が以下のとおり減免されます。(国保資格取得後2年間)

- ①旧被扶養者分の所得割および資産割……………免除
- ②旧被扶養者分の均等割……………1/2
- ③旧被扶養者分のみで構成される世帯の平等割……………1/2

※旧被扶養者とは、次の条件をすべて満たす方のこと。  
・国保資格取得日において65歳以上である方

・国保資格取得日の前日において、社保の被扶養者であった方  
・国保資格取得日の前日において扶養関係にあった社保本人が、その翌日に後期高齢者医療制度に移行した方

### ●国保税の計算について

右ページ計算例を参考にしてください。市のホームページでもご覧いただけます。

なお、国保税の計算方法は、世帯や所得状況によって複雑になりますので、詳しくは、左記担当までお問い合わせください。

#### ◎問い合わせ…

税務課市民税係  
☎(55)5085

### ●国保税のお支払い方法の変更について

国保税を年金からお支払いいただいている方および10月より国保税を年金からお支払いいただく予定となつていて次の方で次の要件を満たす方は、ご希望により口座振替による支払方法へ変更できるように変わりました。

#### ▽支払方法変更要件

- ①過去2年間の国保税を滞りなく納付している方
- ②今後の国保税を口座振替により納付できる方

#### ▽申請方法

左記担当窓口へ直接または電話でお申し出ください。※申請は随時受け付けますが、適用までには一定の期間を要します。10月分の年金からの支払方法を変更したい場合は、8月15日までに手続きしてください。

#### ◎問い合わせ・申請窓口…

税務課市民税係  
☎(55)5085  
または各支所地域振興課